

20消安第11885号  
環水大土発第090302001号  
平成21年3月2日

各  
都道府県知事  
関係団体の長  
殿

農林水産省 消費・安全局長

環境省 水・大気環境局長

特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項について

農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第2条第1項ただし書に規定する特定農薬（以下「特定防除資材」という。）は、平成14年農薬取締法の改正により無登録農薬の製造、使用等の規制が強化されたことに伴い、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼす恐れがないことが明らかな農薬についてまで登録の義務を課すことは過剰規制になるとの判断から、農林水産大臣及び環境大臣が指定した薬剤や天敵については同項の登録を必要としない仕組みとして創設されたものである。

特定農薬を指定する件（平成15年農林水産省、環境省告示第1号。以下「告示」という。）において、特定防除資材として、現在、重曹、食酢及び昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く。）であって、使用場所と同一の都道府県内（離島（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島の区域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律

第189号)第1条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島をいう。)にあっては、当該離島内で採取された天敵(以下「土着天敵」という。)が指定されている。このうち、土着天敵については、他の都道府県で使用された場合に自然環境や生態系に対して有害な影響をもたらす可能性が否定できなかったことから、同一の都道府県内で採取されたものに限っているところである。これまでは、土着天敵を増殖することにより生産された次世代以降の天敵を使用すること(以下「土着天敵の増殖利用」という。)についても同様に、他の都道府県に持ち出され、環境影響を及ぼす可能性があると考えられたことから、土着天敵の増殖利用は、土着天敵の利用にあたらぬとして解釈し、行わないよう指導してきたところである。

しかしながら、土着天敵の増殖利用は、他の都道府県に持ち出され、環境影響を及ぼすことのない限り総合的病害虫雑草管理(Integrated Pest Management: IPM)の有効な手段の一つである。このため、土着天敵の増殖に関する全国的な調査結果をもとに、土着天敵の増殖利用による環境影響を回避するために必要な管理措置をとりまとめ、平成20年11月21日に開催された農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合に報告し、了承されたところである。

これを踏まえ、土着天敵の増殖利用については、下記の事項を遵守する限りにおいては、土着天敵の利用として解釈することとして差し支えないことから、貴(都道府)県におかれては、土着天敵の増殖利用に係る者に対し下記の事項を遵守するよう、指導及び監視の徹底をお願いする。

## 記

- 1 土着天敵の増殖を行う者は、増殖を行う規模等を記録すること。
- 2 増殖した土着天敵を譲渡する者は、法第8条第1項に基づき、譲渡する者の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ること。
- 3 増殖した土着天敵を譲渡する者は、譲渡先の所在地が同一の都道府県内にあること及び再増殖の規模、再譲渡の有無を確認するとともに、当該天敵を他の都道府県において使用することのないことを確認し、土着天敵を譲渡した年月日、譲渡先及び譲渡量を記録し、少なくとも3年間その帳簿を保存すること。

- 4 増殖した土着天敵を再譲渡する者は、3の増殖した土着天敵を譲渡する者と同等の管理措置をとるとともに、譲渡を受けた年月日、譲受先及び譲受数量を記載し、少なくとも3年間その帳簿を保存すること。
- 5 増殖した土着天敵の譲渡を受け、又は自身が土着天敵を増殖し使用する者は、当該土着天敵を他の都道府県において使用しないこと。なお、その使用に当たっては、使用場所及び使用年月日を記録すること。
- 6 増殖した土着天敵を譲渡する者と譲渡を受ける者は、1から5までの管理措置を確実にするため、増殖した土着天敵の取扱いに関する取決めを締結すること。
- 7 2の届け出を受けた都道府県は、増殖した土着天敵を譲渡する者及び譲渡先について指導・監視を行うこと。